

新型コロナウイルス感染防止のための換気のポイント

新型コロナウイルス感染防止には、一定の換気を行うことが有効とされています。
施設・職場・家庭などで換気を行うようにしましょう。

【換気量の目安】

30m³/時・人（ビル管理法の空気環境基準（二酸化炭素濃度1,000ppm以下）を満たすために必要な換気量）

【参考】

店舗や事務所等の大規模建築物で延べ面積3,000m²以上の建築物（特定建築物）は、ビル管理法の空気環境基準の遵守が必要とされています。特定建築物以外の建築物であっても多数の者が使用する建築物については、空気環境基準に従って維持管理するよう努めなければなりません。

① 機械設備による換気

必要換気量の確保

- ・ 多数の者が利用する商業施設等では、換気設備の調整による取入れ外気の増量や、可能な場合は常時運転を実施。
- ・ 住宅の場合、台所や浴室、トイレの換気扇を運転。

※ 2003年7月以降建設された住宅は、機械換気設備（24時間換気システム）の設置が義務付けられています。（浴室やトイレの換気扇と兼用している場合もあります。）

誤って停止したままになっている場合もあるので、適切に使用してください。

※ 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません。

② 窓の開放による換気

部屋の空気が1時間に2回以上入れ替わるように換気

- ・ 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にする。
もしくは常時、風上側の窓とその反対側の窓を5～10cm程度開放。
（対角線上にある2つの窓を開けると効率的）
- ・ 窓が一つしかない場合や窓がない部屋の場合は、窓やドアに向けて扇風機で部屋の外に空気が流れるようにする。

③ その他換気にあたっての留意事項

CO₂センサーの活用

- ・ 可能な場合は、CO₂センサーを設置して二酸化炭素濃度を測定し、換気の状態を確認。

HEPAフィルター付きの空気清浄機の使用

- ・ 補助設備として有効。
（換気量が確保できる場合は、換気の方がウイルス濃度低減効果が大きい。）

適度な加湿

- ・ 換気しながら加湿し、湿度40%～70%を維持。



大阪府のホームページにて
様々な取組みをご覧ください



大阪府ホームページ

